

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	第三帝国期のパレスチナにおけるドイツ・ユダヤ人社会 (1933-39) : その数量的把握を中心に
Author(s)	長田, 浩彰
Citation	史学研究 , 305 : 229 - 247
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055691
Right	
Relation	



第三帝国期のパレスチナにおける ドイツ・ユダヤ人社会 (1933-39)

——その数量的把握を中心に——

長田 浩彰

はじめに

1933年から第二次世界大戦中の41年までにドイツから出国したユダヤ人は約27万人であり、その内5万人強はパレスチナに向かった。しかしその実態は、彼らの多くが、ユダヤ人国家建設に共鳴しての移住ではなかった。イスラエル建国(1948)以前のパレスチナにはドイツ人も住み、ナチ党の支部すらあった⁽¹⁾。ここは新たな離散の地(Diaspora)だったとは言えまいか。そこのユダヤ人社会(イシューヴ)でイエッケ(Jecke/Yekke)という蔑称で呼ばれた彼らは、どのような生活を送ったのか。本稿では、以下、この時期のドイツからのユダヤ人の出国に関するラヴスキーによる研究成果(2017)を踏まえた上で、彼らの都市での就業に関する1936年の調査や、ベーリングが1967年の学位論文に際してイスラエルで行った彼らの入植村に関する調査(1957~58)⁽²⁾を材料に、都市や中間層入植村、集団農村(キブツ)における彼らの生活状況や、シオニズムやヘブライ語、東欧ユダヤ人に関する彼らの意識について本稿でまとめてみたい。

1. ナチ・ドイツからのユダヤ人の出国—H. Lavskyの研究(2017)から

ハギト・ラヴスキー女史は、現在はヘブライ大学名誉教授で、委任統治下パレスチナのユダヤ人入植地に関する社会経済史、ドイツ・シオニズム史、ホロコースト生存者についてや、パレスチナへのユダヤ人移民に関する他の地域との比較検討などを専門とする研究者である。彼女は、上述の著書で、ドイツからのユダヤ人の主な出国先であるアメリカ合衆国、イギリス、パレスチナへの出国の状況を比較検討した。筆者自身も、彼女の著書に刺激され、シオニズム=パレスチナ移住=ユダヤ人国家建設目的という、単純な理解ではなく、ある意味パレスチナも、他の諸国への移住と同じく、「ドイツ・ユダヤ人にとっての新たな離散の地(Diaspora)の1つ」と仮定して考えてみようという着想を得た。

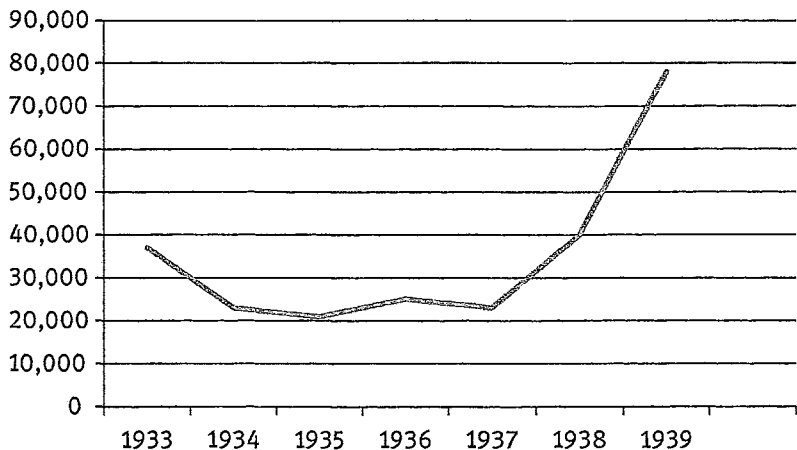
まず、ナチ政権下では、既に1920年代にヒトラーによる「政治運動としての反ユダヤ主義」が目指していた究極の目標、すなわち「ドイツ支配領域からのユダヤ人の追放」が、ユダヤ人の国外移住促進という形で、反ユダヤ立法等による国内のユ

ダヤ人迫害と並行して追求されていた。それが公式に終了するのは、1941年10月23日の国家保安本部による秘密命令「ユダヤ人国外移住禁止令」によってであった。一方で、同年10月半ばからは、ドイツ本国から東部占領地域に向けたドイツ・ユダヤ人の移送が始まった。パレスチナへの移住は1933年から始まり、第二次大戦勃発で公式には終了となる。ただそれ以降から41年10月までに、少数ながら非合法の形で入った人びともいたようだ。

まずドイツにおけるシオニスト運動は、その中心的な組織である「ドイツ・シオニスト連合」のメンバー数がワイマル期に1万人前後であり、ユダヤ教徒が50万人強だったので、マイナーな存在であったと言える。ワイマル期のドイツからのユダヤ人移民は、出国圧力 (push factor) からではなく経済的な意味での牽引要因 (pull factor) によるものが主で、パレスチナよりもアメリカ合衆国に向かう傾向にあった⁽³⁾。ナチ政権が発足してから1939年までのドイツからのユダヤ人の出国については、**グラフ1** (Lavsky, S.46, Graph4) のような折れ線グラフで示した動きとなる。出国者総数は39年までで概数で247,000人、45年までで278,000人になった。グラフ1の状況を簡単に説明すると、ナチ政権発足当初の33年段階での反ユダヤ的な立法や措置の開始を受けて約37,000人の出国者が生じたのに対し、その後は37年までは年間2万人強で推移していた出国者数が、38年11月のドイツ全土での「水晶の夜」 Pogrom以降急増して、38年全体で約4万人、39年9月の第二次大戦勃発までを中心に、39年には78,000人を記録した⁽⁴⁾。

彼らはどこに出国していったのか。ここからが研究者ラヴスキーの主要な研究成果である。彼女によれば、1935年までは、概数でパレスチナへの出国者が31,000人

グラフ1 1933~39年のドイツ・ユダヤ人の出国



(Lavsky, S.46)

第三帝国期のパレスチナにおけるドイツ・ユダヤ人社会（1933-39）—その数量的把握を中心に—（長田）
（33.3%）だったのに対して、アメリカへは9,500人（10.2%）、イギリスへは4,000人（4.3%）であり、パレスチナへの出国が最大だった。それに対して、38年から41年の概数は、その大部分を38年11月の「水晶の夜」ポグロムから39年9月の大戦勃発までの出国者が大部分を占めていたと思われるが、パレスチナが14,800人（10.5%）だったのに対して、アメリカが55,000人（39.0%）、イギリスが35,000人（24.8%）と逆転した⁽⁵⁾。これらの数値を理解するためには、それぞれ3地域の移民受入政策の状況とその変遷を理解する必要がある。

アメリカでは、1917年の移民法によって、毎年各国への移民割当数を、同国の1910年センサスでの出身国別の米国民数の3%までに限定した。ロシアや東欧からの望ましくない移民を、労働者の賃金を引き下げる安価な労働者や共産主義者等と見なし、彼らの制限がここでは意図されていたようだ。それが1924年の移民法ではさらに強化されて、彼らがより少なかった1890年のセンサスの2%を上限とすると改められた。また、24年法では、国籍の上に民族をさらに重視することや、各国のアメリカ領事にビザ発給の判断を委ねることとされた。ドイツには、毎年25,557人の移民割当がなされたが、1929年の世界恐慌以降、米国内での不況を背景として、アメリカ領事は実際のゲートキーパーとして、できる限り移民の米入国を防ぐよう対応していった。ナチ政権の発足で移住を求めるドイツ・ユダヤ人が増えても、38年までは、ドイツに対する割当数が満たされることはなかった⁽⁶⁾。

イギリスの移民政策は、1905年の外国人法（The Alien's Act）によって始まった。その主たる目的は、1880年代から増加した東欧からのユダヤ人移民のコントロールにあったようだ。同法は、貧困者や犯罪者の流入を防ぎ、すり抜けた者を追放するため、内務省に移民の入国と登録に関する権限を与えるものだったが、移民の向かう先がアメリカに向いたため、それ程の効果は生じなかった。しかし第一次大戦後の移民流入に対して、1919年に同法は外国人制限法（The Alien's Restriction Act）として修正・強化され、翌20年の外国人令（Alien Order）は、既に居住する外国人の市民権や就業の制限を行った。これらによって、イギリスへのユダヤ人移民は、1930年代まで事実上入国できなくなったようである。ナチ政権発足当初にも、イギリスは「自国は移民受け入れ国にあらず」という原則を確認していた⁽⁷⁾。

上述の1938年以降のドイツから米英両国へのユダヤ人移民の流入増加は、両国が、ドイツでの38年11月の「水晶の夜」ポグロムを受けて移民流入制限を緩和した結果であり、イギリスに至っては、39年9月の第二次大戦勃発までにキングダートランスポートによって、中欧の17歳くらいまでのユダヤ人子弟約1万人を受け入れたのである。

英米両国に対して、次にパレスチナの状況を簡単にまとめておきたい。ここは、第一次大戦後には国際連盟からイギリスが委任されて統治する地域となったが、ここでは、イギリスは本国とは異なった移民政策を実施した。つまり、1917年11月2

日のバルフォア宣言で、パレスチナでのユダヤ人の民族的郷土設立への支援を謳ったイギリスは、パレスチナへユダヤ人と資本を誘致し、当地域の経済力による移民吸収能力に実際の移民数を適合させていくようコントロールする、というものだった⁽⁸⁾。現地の委任統治政府は、シオニストがパレスチナに現地ユダヤ人とその利害を代表する組織として作った「ユダヤ機関 (Jewish Agency: JA)」と協力する形で移民政策を展開した。1920年7月までは、この地域への移住に制限はなかったが、同年8月には、世界シオニスト機構が1年間の生計維持を保証する年間16,500家族までに、移住を制限することが始まった。21年5月の現地でのアラブ系住民との小規模な衝突を受けて、翌22年からは、移住を許可する移民カテゴリーを次の4つに分けた。つまり、カテゴリーA: 現地に独立して定住できる十分な資産家=資本家、カテゴリーB: 学生と聖職者、カテゴリーC: 就業が確実な移住者=労働者、カテゴリーD: 現地定住者の被養育家族等である。Cの許可証発行については、委任統治政府が現地の経済状況による移民吸収の見通しを立てて発行枚数を決定し、その大半の配布をJAが担当した。Aカテゴリー相当者と帰国するパレスチナ定住者や旅行者については、直接定住国のイギリス領事にパレスチナ入国申請をし、許可証やビザを取得することができた。24年4月には、Aカテゴリーについて、下層中間層の移民を制限する目的で、発行には500パレスチナ・ポンド(LP)の呈示額が設定され、25年9月から施行された。さらに、27年にはパレスチナ経済の悪化に伴って、Aカテゴリーは細分化され、発行に枚数制限のないA1カテゴリー(資本家)の許可証取得に必要な呈示額は、1,000ポンドまで引き上げられた。現地労働者の月収が6~7ポンドという数値から、相当な額であったと推測できる⁽⁹⁾。

許可証発行の権限を握る委任統治政府の関心は、主には現地経済に移民をうまく統合するための移民の経済的な将来性にあったが、政治的な考慮もまた移民政策に影響を与えた。1936年から39年にかけて、パレスチナでの経済不況を受けて、これ以上のユダヤ人移民の増加に反対するアラブ系住民の大規模な反乱が頻発した。これに対応して、統治政府は37年夏、その年の移民受入を12,000人に限定する決定を行った。これは主にCカテゴリー発行計画を変更すると共に、A1の資本家カテゴリーの移住制限を行うことで実行に移された。またイギリス本国も、39年5月のいわゆるマグドナルド白書で、向こう5年の移民受入総数を75,000人に絞り、パレスチナでのユダヤ人の割合を人口の3分の1を超えないよう制限をかけた⁽¹⁰⁾。

1937年までは、JAも、Cカテゴリーの許可証配布決定に、主体的に関わることができた。まず向こう半年間の移民吸収に関する展望について数値をJAが提案し、委任統治政府との交渉を経て政府がCカテゴリーの許可証発行枚数を決定し、JAのパレスチナ領外の25の国に置かれたパレスチナ事務所が、国別に割り当てられた許可証の配布を行った。配布された許可証は、その国に配置されたイギリス領事が追認する必要はなく、パレスチナ入国時に審査が行われるだけだった。33年のナチ

第三帝国期のパレスチナにおけるドイツ・ユダヤ人社会（1933-39）—その数量的把握を中心に—（長田）
政権発足後は、委任統治政府が、ドイツへの割当に直接介入し始めた。37年以降は、委任統治政府が直接配布をコントロールすることになり、JAに残された例外的可能性は、Bカテゴリーの一部、すなわち青少年のパレスチナ入植活動（青年アリアー）への特別配布分であり、34年から第二次大戦勃発まで続いたこの活動で、中欧からの約5,000人の17歳以下の若者のパレスチナ移住が実現した⁽¹¹⁾。上述のように、ドイツからのパレスチナ移住が38年以降14,800人にまで減少したのは、こういった理由からである。

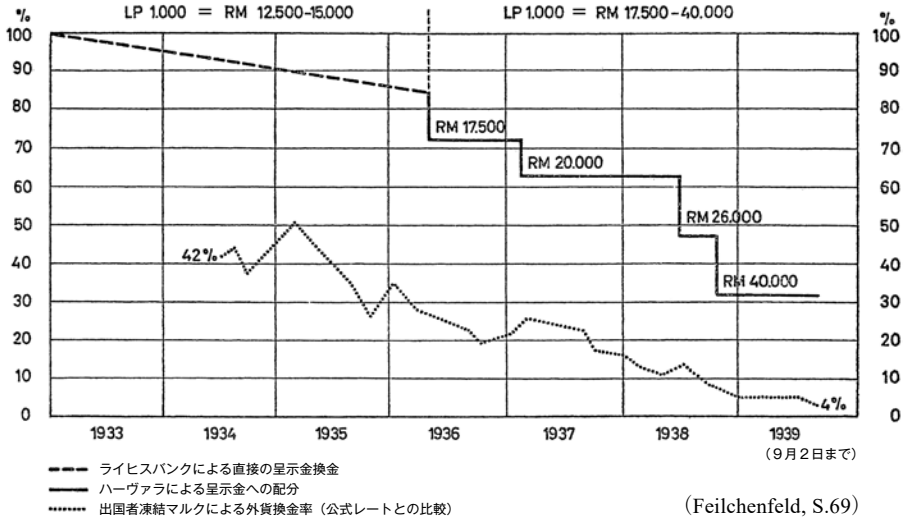
2. ドイツからパレスチナに移住したユダヤ人の実態

次に、どのようなユダヤ人がドイツからパレスチナに移住したのか。この点でラヴスキーは、1933年から35年までのドイツからパレスチナへのユダヤ人の移住については、出国圧力よりも牽引要因による部分が大きく、38年11月の「水晶の夜」ポグロム以降の出国先や出国タイミングの選択を奪われた脱出と区別して扱っている。彼女の場合、「水晶の夜」ポグロム以前と以後で、前者の時期の出国者には、まだ選択の可能性や他と比べた際のパレスチナの1935年までの経済的繁栄という牽引要因が残されていたということで、前者を移民、後者を難民と分けて理解している⁽¹²⁾。

前者がパレスチナ移住を決定する際の大きな牽引要因となったのは、ナチ政権とパレスチナのシオニストとの間で33年夏に締結されたユダヤ人の資産移転協定である「ハーヴァラ協定」である。これは、ドイツ・ユダヤ人が自らの資産を、先ほどの資本家 A1許可書に必要な1,000ポンドの呈示金とドイツの工業製品等に替えてパレスチナに輸出し、現地で手数料を差し引いた額をパレスチナ・ポンドで受け取るという資産移転方法である。ナチ政権にとっては、出国するユダヤ人の資産を外貨に替えることで生じるドイツ国内の外貨準備量減少をできるだけ押さえ、一方でドイツ製品の輸出を促進することで、西側諸国で気運の高まるドイツ商品不買運動に対抗するというメリットをもたらした。ここでは紙幅の都合上この仕組みの詳細には触れないが、次頁の**グラフ2**（Feilchenfeld, S.69）を参照されたい。太い点線と実線は、1,000パレスチナ・ポンドが何マルクになるかという為替レートの変化を、細い点線は、パレスチナ以外に出国する際に、移住者が入金した凍結口座からの外貨購入で、資産がどれくらい目減りするかを表している。1936年以降でも、パレスチナ移住の方が、資産移転で優遇されていたことが理解できよう⁽¹³⁾。

さて、ラヴスキーの研究成果に戻る。1933年から38年までのパレスチナへのドイツからの移住者約43,300人の年齢別構成を見ると、総計では20歳以下が29%、21歳から40歳までが41%、41歳以上が22%と、若い層が中心となっていることがわかる。これは、Cカテゴリー許可書の配布対象を17歳から35歳までの健康な男女に限定し、

グラフ2 パレスチナとそれ以外への出国での資産持ち出し目減り率



30年代後半からは年配層の移住を、たとえ移住者の父母であっても制限していった委任統治政府の移民政策の反映でもあった⁽¹⁴⁾。それに対して、アメリカ、イギリスへ出国したユダヤ人の年齢別構成比を見ると、38年以降に主な出国先になった英米の場合、50歳以上の比率が高いことが窺える⁽¹⁵⁾。次に、1933年から39年の間にハイファとテル・アヴィヴの港からパレスチナに入国した46,772人のドイツからの移民の家族関係を見てみたい。総計62% (28,951人) が、戸主 (10,671人) を含めた家族メンバーで、平均的家族サイズは3人である。若い夫婦と子どもであろう。残りの38% (17,821人) が単身者で、そこには、青年アリアーでやって来た17歳以下の約5,000人が含まれている⁽¹⁶⁾。ラヴスキーによれば、ナチ政権の成立でドイツでの将来像を描けなくなった若い大卒専門職や自由業従事者とその予備軍が、まずパレスチナを移住先を選んで出国したようだ⁽¹⁷⁾。

パレスチナでのドイツ・ユダヤ人の職業構成はどうなっていたのか。1933年から39年の彼らのうち一家の稼ぎ手とわかる14,652人の職業構成を見てみよう。目立つのは、農業に占める比率の高さと商業に占める低さである。1933年時点のドイツでの彼らの職業構成では、商業が61.3%、工業が13.9%、農業が1.3%だったのに対して、商業従事者が4,151人 (28.3%)、工業従事者が3,570人 (24.4%)、農業従事者が2,374人 (16.2%) となっている⁽¹⁸⁾。ここでの農業の場合、農業への転職のための訓練農場での労働もそこに含めた、とラヴスキーは説明している。パレスチナでは、ドイツからの移住者の75%がハイファやテル・アヴィヴといった都市域に居住し、残りが農村に定住したと言われている。これはパレスチナでの31年と46年の人口センサ

第三帝国期のパレスチナにおけるドイツ・ユダヤ人社会（1933-39）—その数量的把握を中心に—（長田）
スで、73.6%が都市域に居住していたこととも重なる⁽¹⁹⁾。

1933年から45年にかけてアメリカに移住したドイツ・ユダヤ人の場合は、商業従事者は33年のドイツでの場合とほぼ同じ58.5%で、自由業や専門職従事者の比率（38.0%）がドイツでの場合（13.9%）より多くなっている。また、33年3月から34年10月の間のイギリスへの移住者4,035人の場合には、自由業や専門職従事者が49.1%と多くを占める一方、ドイツ時代と比べて商業従事者が17.9%と少なくなっていることがわかる⁽²⁰⁾。ドイツと同じ先進諸国でも、英米で必要とされた職種に少しづれが見られたが、農業従事者の数値は出てこない。それに対して、パレスチナの場合には、まだ発展途上にあり、必要とされた職種が先進国と大きく異なっていたことが窺える。大卒で専門職をドイツで営んでいた人びとやその予備軍も、パレスチナでは、農業への職業変更を余儀なくされたのである。彼らの多くは、イスラエル建国以降は、医師や教師、行政や法律の専門職が再び必要とされることで、元の職業に戻っていったと推測される⁽²¹⁾。

最後に、1932年から39年の間にパレスチナに移住したユダヤ人の中で、ドイツからの移住者はどの程度を占め、どういった人々だったのだろうか。32年から35年までの移住者全体が約161,000人に対して、ドイツからのそれは、約24,850人（15.4%）だった。36年以降のユダヤ人移住制限にもかかわらず、ドイツからの移住者は、36年から39年までで約27,300人と微増し、移住者全体（約86,000人）の31.7%を占めるまでになった。Cカテゴリーを絞ることで移住を制限されたのは、恐らくポーランドなどの東欧からのユダヤ人移住者だったのだろう。また、この時期の全移住者のなかでドイツ・ユダヤ人の割合は21%だったが、A1カテゴリー許可書での移住者全体のなかで彼らが占めた割合は31%と高く、ドイツからの移住者のなかでA1カテゴリーでの移住者が占めた割合は、移住者全体のなかでのA1カテゴリーが26%であったのに対して、38%を占めていた⁽²²⁾。東欧と比べて、ドイツからの移住者の経済力の高さがここからわかる。

3. ドイツからの移住者のパレスチナ・イスラエル社会への統合

1930年代初頭のパレスチナでのドイツ・ユダヤ人の割合は2%未満だったが、これまでの流れで見てきたように彼らの移住も進み、30年代末にはこのユダヤ人人口の12%を占めるようになった⁽²³⁾。彼らの大部分がパレスチナ移住に踏み切ったのは、以下具体的に考察するが、シオニストも含めて、ナチ政権の発足によるドイツでの反ユダヤ政策の実行に起因していた。本来のシオニストがドイツでは多かつたわけではないので、それ以外の人々は多くが、許可証を得る手段としてシオニストとなったと言えよう。こういった「新シオニスト」のパレスチナでのドイツ語による定住支援や法律相談と経済支援、職業再教育や就職の斡旋、ヘブライ語教育、

パレスチナでの最新の情報提供、文化活動の提供などを行ったのが、1932年に既に定住していたドイツ・シオニストらが設立した「ドイツからの移住者連盟：Hitachdut Olei Germania (HOG)」だった。これは、一種の同郷者支援組織で、その会員数は1942年で6,280人、44年には9,240人にまで増加した。研究者エーファ・ベアリングは、パレスチナのドイツ・ユダヤ人家族の3分の1が、この組織と結びついていたと推測している⁽²⁴⁾。このようにHOGの活動は、ドイツからの移住者のパレスチナ・ユダヤ人社会（イシューヴ）への定着と統合の促進に貢献する一方で、ドイツ語によって彼らがパレスチナ内での結びつきを維持・強化することにもつながった面があったと思われる。ベアリングも、この組織がイシューヴから否定的に見られていたと指摘している⁽²⁵⁾。パレスチナで求められていたのは、出身地からの特性を消去した新たなパレスチナ・ユダヤ人の形成だったからであろう。しかし、ドイツからきた西欧ユダヤ人である彼らが遭遇したイシューヴは、ヘブライ語が共通語の中東世界であると同時に、多数派である東欧ユダヤ人のイディッシュ語やイディッシュ文化の世界でもあった。ドイツや中欧からの移住者は、イシューヴの近代化に大きく貢献したが、彼らはやはりここでも主流の規範や文化に同化しないマイノリティとして、イエツケ⁽²⁶⁾という蔑称で呼ばれることになった。

以下本章では、パレスチナにおける彼らの都市での職業選択の状況と、農村への入植に分けて、それぞれの状況を把握していきたい。

(1) 1936年までのパレスチナ都市部での彼らの階層転換の実態

前章において述べたように、パレスチナへのドイツからの移住者の75%は都市部に居住した。シオニズムにおいて移住者に求められたのは、商業や自由業からパレスチナで必要とされた農業や工業・手工業への転職であり、それをシオニストは「階層転換」(Umschichtung)として肯定的に評価した。社会層から考えれば、下層への転落である。パレスチナのユダヤ機関(JA)内のドイツ・ユダヤ人定住促進中央局は、ブリチュギ=シマーに委託して彼らの都市部での階層転換に関する状況をまとめている。調査は、1935年9月から36年1月にかけて、テル・アヴィヴ、ハイファ、エルサレムと工業化が進む入植地(Petach Tikwah, Rechoboth, Rischon le Zion)において、職場を中心に該当転職者にアンケート用紙に記入してもらうことで進められ、572人(男487人、女85人)の回答を得た⁽²⁷⁾。以下、報告書の引用典拠頁は、文中に(S.2)といった形で記す。

この時期は、ラヴスキーの言うパレスチナへの移民の時期である。アンケートの回答からは、Cカテゴリー(労働者)の許可書での移住者が282人(49.3%)と最多であるが、A1の資本家カテゴリーでの移住者がそれに次いで138人(24%)であった。移住後の短い時期での調査なので、後者の中には、経営を始めた人以外にも、その準備を兼ねての労働者や見習い工、「不法労働」⁽²⁸⁾従事者もいた(S.10, 23)。

第三帝国期のパレスチナにおけるドイツ・ユダヤ人社会（1933-39）—その数量的把握を中心に—（長田）

上記487人の男性に関して、ドイツでの職業は、263人（54%）が商業関係、次いで133人（27.3%）が大卒専門職（法律関係、技師、医療関係）であった⁽²⁹⁾。元々工業や手工業に従事していたのは61人（12.5%）で、運転手と農業・庭園業従事者がそれぞれ5人であった（S.11-12）。その彼らのパレスチナ都市部での転職先は、トップが建設業及び関連の専門職（鉄筋、コンクリ型枠、左官、配管、タイル、塗装等）で130人（26.7%）、次いで金属産業に64人（13.1%）だった。工業部門で好まれたのは、短期間で学べる椅子張り職人や家具の研磨工・塗装工などであり、商人や大卒者、職人から39人（8%）が転職した。興味深いのは運転手という職業で51人（10.5%）であるが、うち29人がA1の資本家カテゴリーの許可書での移住者であり、39人の元の職種は、医師4人を含む大卒者と商人であった。つまり彼らは、個人として営業するのではなく、バスやタクシーの協同組合に500~700ポンドの出資金を支払って組合員となることで、運転手として安定した給料で働いているのである。ドイツで免許を持っていれば、すぐに働ける職種でもあった。商工業関係の職員に転職した38人のうち29人は元大卒専門職で、その中の14人は、法律関係者、特に年配の弁護士であった。元の職業を続けるには再試験もあり競争相手も多く、ヘブライ語か英語の習得が必須（S.21）だったので、こういった職に転職したのであろう。宿泊・飲食業に28人、電気産業と化学産業が各17人、ドイツからの移住者が創設した窓ふき業に12人、警察官に7人などであった（S.12-15）。全体的にはヘブライ語の壁が有り、テル・アヴィヴやハイファのある地区では、ドイツ語が共通語の商店が33年以降乱立する状態であった（S.22）。

上記487人の男性の階層転換という点では、パレスチナでの転職で、自営業主が169人（34.7%）から122人（25%）へ、被用者の職員層が235人（48.3%）から70人（14.4%）へ減少し、47人（9.7%）いた大学生・アビトゥーア合格者が0となったのに対して、労働者層が36人（7.4%）から295人（60.6%）に増大した（S.15）。明確に社会層の低下となっている。また報告書には、職種別、男女別に、転職者の週給・月給の幅とそれに当てはまる人数の一覧表が末尾に付録として記載されているが、職種を度外視して571人の月給の幅をまとめた図表もある（S.65）。それによれば、最多が月収7ポンド以上10ポンド未満の層の160人（28%）で、5ポンド未満の層の139人（24.3%）がこれに続いている。後者は、女性（77人）とパートタイマー（29人）以外に、徒弟や見習い工の男性を含むと考えられる。合計で291人（51%）が、7ポンド以上15ポンド未満の層にいる。月収20ポンド以上は9人（1.6%）にすぎず、ドイツでの中間層4人家族の生活水準をパレスチナで維持するには月30ポンドが必要だという現地報告⁽³⁰⁾を踏まえれば、彼らの社会層低下が、この月収からも読み取れよう。

この報告書の中で、シオニストが特に問題視している点がある。それは、ヘブライ語修得の問題と離農後の都市での再就職者の存在である。アンケート回答者572

人のうち、幼少期からヘブライ語に通じていたのは57人（10%）で、多くが東欧からドイツに移住した人びとであった。148人（26%）は言語知識なしに入国した人びとで、その後70人が上述のHOGや労働組合が主催する語学コースで学び、88名が個人レッスンを受けていた。その結果、仕事上ヘブライ語を使用できる人から何とか生活に困らないレベルまでの人の合計は、アンケート時点で223人（39%）までになった。ここで問題なのは、高い受講料である。報告書には、月収12ポンドの工場労働者で、夫婦と子どもの受講料にその4分の1に当たる3ポンドを支払っているケースが挙げられていた。さらに問題なのは、全く学習していないと答えた187人（33%）の存在であろう。時間がないという以外に、ハイファやテル・アヴィヴではドイツ語で問題なく生活できるという理由が挙げられていた。またこの事で、せっかく覚えたヘブライ語を忘れてしまうという嘆きすら聞かれた、と報告書には記されている（S.51-52）。

さらにシオニストが深刻に捉えているのは、アンケート回答者572人の中に、まず農村に入植した後で離農し、都市で再就職した人物が170人（30%）もいたことである。その内94人については、離農の理由がわかる。最も多いのは低収入への不満から（30人）で、季節労働で仕事が少ないから（24人）がそれに続く。次に多いのは、環境の変化による病気（マラリア、肺病、敗血症）で離農せざるを得ない（11人）という理由と、国内外の両親への仕送りのため農業収入ではやっていけないから（10人）というものだった（S.31）。また、入植村キブツ（後述）を去った76人のうち、両親への仕送りや病気という理由を押さえて最多（17人）だったのは、キブツ生活の社会主義的平等に馴染めなかったという理由であった（S.33）。シオニスト側は、これら両親への仕送りとキブツへの順応失敗という理由を、前者は数的に少ないが、かなり深刻に捉えているようだった。従って、入植前に与えられたキブツ生活の誤ったロマン主義化を打破し、実生活の厳しい労働を前面に押し出した入植勧誘の必要性が、報告書では強調されていた（S.31-35）。このように、イデオロギーからパレスチナ建設のために働くはずだったシオニストの中にも、入植村を捨てて収入増のために都会で再就職する人びとがいたという事実は、ナチ期のパレスチナを「ドイツ・ユダヤ人にとっての新たな離散の地の1つ」と見なす、筆者の仮説を裏付ける皮肉な現実であるとは言えまいか。

（2）ドイツからの移住者のイスラエル農村への統合

ベーリングの研究におけるイスラエル国内のドイツからの移住者への調査は、注（2）に記したとおり、1957年から58年の間に実施されたと推察できる。つまり、イスラエル建国10年頃だと思われる。この研究でベーリングは、ドイツからの移住者が作った3種類の入植村と1つの保養都市で、彼らのなかから抽出した人物にインタビューを実施した。彼らの社会統合を測る1つの重要な指標は、ヘブライ語の

第三帝国期のパレスチナにおけるドイツ・ユダヤ人社会（1933-39）—その数量的把握を中心に—（長田）
習得であると言えよう。イスラエルでの1948年センサスでは、ヘブライ語を唯一または第1言語としている人々のパーセンテージは、以下ようになる。つまり、所有と経営が村落単位で完全に共同化されていて、成員の平等が図られる社会主義的な入植村のキブツでは、92%。所有も経営も個人ベースではあるが、村落単位で生産・流通・生活の様々な側面が共同化されている入植村モシャヴでは、87%。所有も経営も原則として個人ベースの入植村モシャヴァーでは、68%。そしてイスラエルの人口が集中する3大都市（テル・アヴィーフ、ハイファ、エルサレム）では、66~78%だった。傾向としては、都市よりも農村の方が、また入植地内での共同化の度合いが高いほど、ヘブライ語化の度合いが高くなっている。特に農村では、住民の多数が単一の同郷出身者から構成されていない場合に、ヘブライ語化の度合いが高まった。ベーリングは更に、共同社会がもたらすヘブライ語化と共に、学歴の高さがもたらすヘブライ語化の度合いもまた、入植村の場合にはより高いと評価している⁽³¹⁾。

パレスチナへの入植について、簡単にその歴史をたどっておきたい。19世紀末に東欧やロシアのユダヤ人によって個人的、ないし小規模集団で始まったそれは、入植村の形成という形を取った。これが個人所有・個人経営のモシャヴァー型入植村だった。そこには国家建設といったナショナル・イデオロギーは不在だった。ユダヤ人農業経営者が安価なアラブ人農業労働者を雇用することに対して、ユダヤ人農業労働者が反発し、ユダヤ人入植者の間に階級対立が生じるなかで、1897年に設立された世界シオニスト機構が、遅れて20世紀当初の20年の間に、土地や入植資本を準備して介入するなかで創設されたのが、ユダヤ人の自力労働と共同経営を基本とするキブツ型入植村（1909~）やモシャヴ型入植村（1922~）だった。研究者の大岩川は、「ナショナリティの破壊を恐れるシオニズム政治体制と、所有者への上昇を望むユダヤ人農業労働者層の妥協がキブツおよびモシャヴの入植村類型を生み出した」と述べている。1970年のデータでは、モシャヴァー型が56村、モシャヴ型が373村、キブツ型が229村となっていて、モシャヴ型が主流となっている。1930年代には入植の中心が農村から都市へと移り、イスラエル建国後には、急速な商工業の発展と都市化が進行していったのである⁽³²⁾。

研究者ベーリングが調査の対象としたのは、ドイツからの入植者たちか設立した4つの入植地である。それぞれ匿名となっているが、キブツA、それぞれモシャヴ型入植村であるBとC、そして同じくモシャヴ型入植村から小規模の保養都市になったDとなる。それぞれの入植地について、以下簡単に紹介したい。ベーリングからの引用出典頁については、できる限り本文中に上記と同じ形式で挿入していくこととする。

*キブツAについて

ベーリングが調査を行った1957年段階のイスラエルには、ドイツからの入植者グ

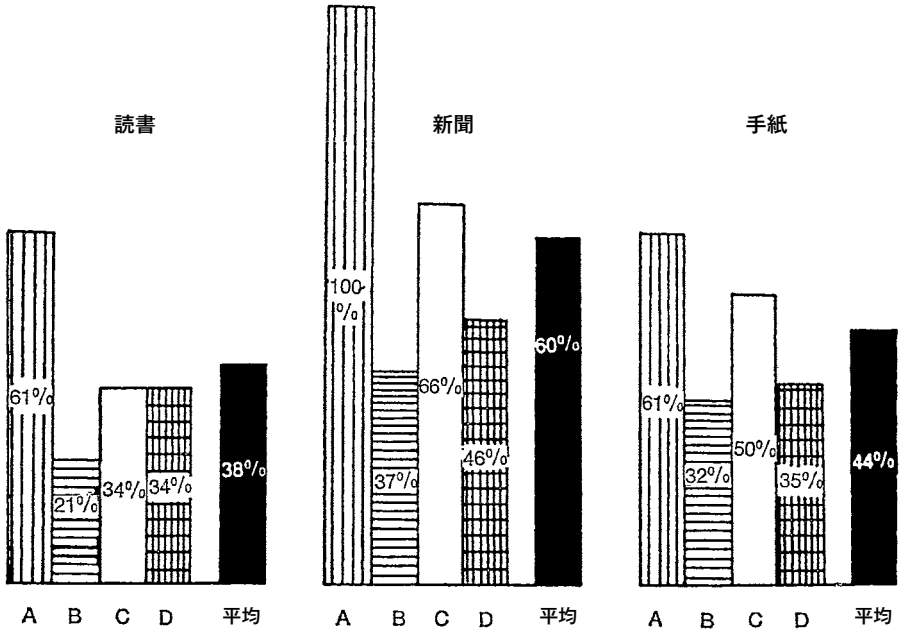
ループが作ったキブツが14村あり、ドイツからの入植者の10%に相当する5,000人強が、それらに入植していた (S.79, 82)。上記の4入植地でベリングがインタビューした人数は、A (23人)、B (19人)、C (35人)、D (44人) である (S.48)。彼らが入植した時点での年齢について、A は全員25歳以下で、B は25歳以下が27%で残りは26~45歳の間、C は25歳以下が40%で残りは26歳から45歳の間、D は25歳以下と26歳から45歳までがそれぞれ48%で残り4%が46歳以上だった⁽³³⁾。キブツAには、若い入植者が向かったことがわかる。ここに向かった最初のグループは、もともとシオニスト系のスポーツ少年団のメンバーだった。ナチ政権発足後すぐに、ドイツ国内で入植のための実習農場で訓練を受け、35年夏に25名が出発した。38年夏までにAの入植者は60人ほどになり、この時点で「パレスチナ・ユダヤ人入植協会 Pica」が彼らに独自の土地を割り当て、独自のキブツ設立に至ったようである。マラリアが蔓延する湿地で、アラブ人側からの攻撃に防御する必要もあり、かなり困難な状況に耐えつつ、ようやく45年になってこのキブツは利益を生み出せるようになった (S.83-84)。35年以降の入植となったのは、既に述べたように、実習農場での2年間の訓練を経た入植だったからである。

インタビューからベリングが描いたA入植村の典型的な人物像は、次のようになる。その父親は、商人や製造業者としてドイツ国内で経済的にも安定していた。祖父母の世代は東欧からドイツへの移民であり、父はまだ信仰心を保持していた。本人は、ドイツを我が家と感じ、家族で初めて高等教育を受け、教養・有産市民層を目指すと共に、メンバーの82%がそうであったように、シオニスト青年組織にも加入していた (S.94-95)。

パレスチナ入植に至る経緯は、先ほど述べたとおりで、パレスチナの状況についても理解した上で、そこに入植するための農業実習も済ませて、困難を覚悟の上で入植したので、現実に幻滅することなく、開拓者精神で困難を乗り越えたのである。ただし彼らでも、ナチ政権が発足したからパレスチナ入植を決めた、と言えよう。ヘブライ語化が大原則である田舎で生活すると決めたからには、彼らにヘブライ語習得は必然だった (S.96)。次頁の**グラフ3** (S.236) を見てみよう。1957年時点での調査でも、彼らのヘブライ語化は、B,C,D入植地でのそれより高いことが窺える。また、**グラフ4** (S.237) は、4入植地での全インタビュー対象者に関して、会話言語が何かを示したものだ。イスラエル建国10年になっても、家族内でヘブライ語しか使わない人びとは、約半数に留まっていた。**グラフ3**のように、キブツAではヘブライ語化はさらに進んでいたと思われるが、57年段階でもドイツ出身者とその子孫が住民の大多数を占めており、会話言語としてのドイツ語がそれなりに幅をきかせていたと思われる (S.86)。

東欧ユダヤ人の言語であるイディッシュ語への評価に関しては、**グラフ5** (S.236) を参照されたい。キブツAの過半数が、イディッシュ語には否定的だ。ここにベ-

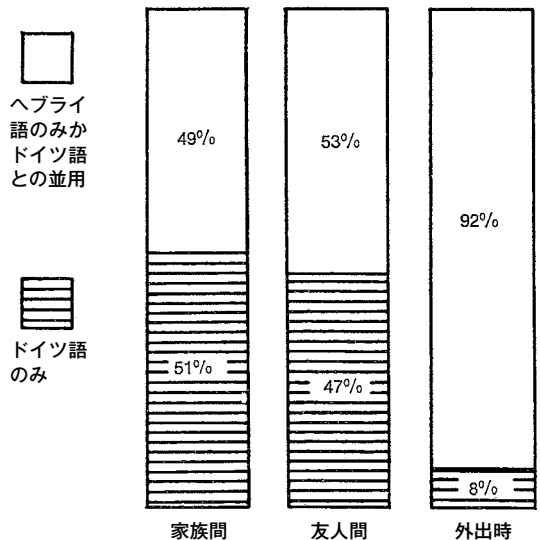
グラフ3 ヘブライ語使用率



(Beling, S.236)

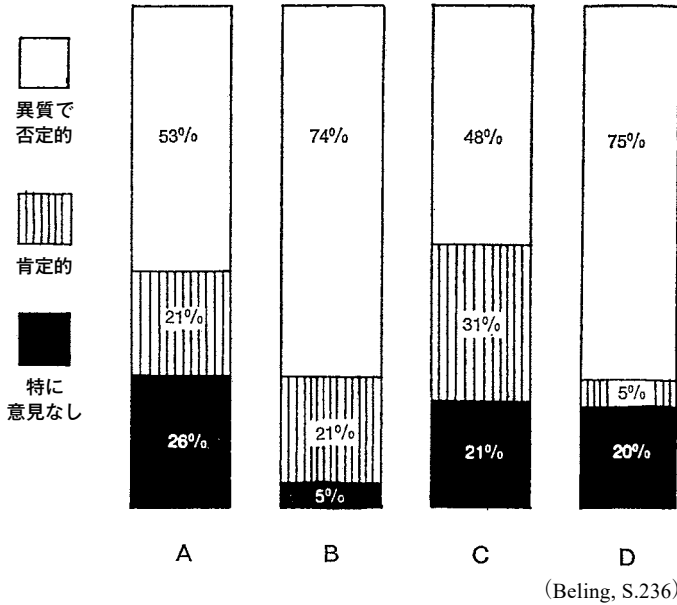
リングは、2つの理由があると見た。まずシオニストとして、ヘブライ語が民族言語の地位を占めるべきという意識である。もう1つには、自分も東欧にルーツがあることを認めたくない、というドイツ人意識がまだ作用していたのではないかということだ (S.96)。シオニズムからすると、ユダヤ性を保持してきた東欧ユダヤ人への敬意を示すはずだが、東欧ユダヤ人を否定的に見る「イエツケ的」な側面を、筆者はここに読み取れると考える。

グラフ4 会話で使用する言語



(Beling, S.237)

グラフ5 イディッシュ語に対する評価



*モシャーフ型入植村 B,C について

既に第2章で見たように、1933年から39年までにドイツからパレスチナへ移住した14,652人の就業者のなかで、農業従事者は16.3%を占めていた。全体では都市部に75%が入植したわけであるから、残りの25%は農村部への入植と考えられる。発展途上のパレスチナで、ドイツからのユダヤ人は農業への転職も迫られたのだ。その際、ドイツからの移住者に特徴的だったのは、その25%のうちの15~18%の人びとが向かったとされる中間層入植村だった(S.99)。この入植村で中心となるのが、所有も経営も個人ベースではあるが、村落単位で生産・流通・生活の様々な側面が共同化されているモシャーフ型入植村である。4入植地にナチ期に入植した人びとの中で、いわゆるA1カテゴリーの資本家許可証で移住した人びとの割合は、キブツAではたった1人(6%)だったのに対して、入植村Bで74%、Cでは80%を占めていた⁽³⁴⁾。B,CはAと対照的に有産者が多くを占めていたことがわかって。またキブツAの所で示したように、B,C村の入植時年齢の高さも窺える。キブツに向かったドイツからの入植者の実に89%が既存のキブツに入植したのに対して、中間層入植村に向かった人びとの半数は、自分たちで入植村を建設したと言われている(S.100)。B,C村入植者の入植前のドイツでの職業を見ると、商業や一般事務職が全体の53%で、大卒専門職が39%を占めていた(S.101)。彼らは、資産の多くをパレスチナに移転し、モシャーフに農地を購入する一方、訓練農場で訓練を

第三帝国期のパレスチナにおけるドイツ・ユダヤ人社会（1933-39）—その数量的把握を中心に—（長田）
受けてからそこに入植したり、家族単位で集まってモシャーフ型入植村を共同で設立したのである。キブツでは、いわば掘っ立て小屋のような住居での共同生活からスタートしたのだが、モシャーフ型では、かなり快適な住居を家族単位で建設していた。彼らが農業に転職した理由は、専門職や商業、一般事務職を続けるにはヘブライ語が必須だったことや、まず経済的な安定を確保する必要があったこと、そして、パレスチナの地価が上昇する中で、農地が安全な資本投資対象であると共に、生活の基礎となり得たからだった（S.102）。中間層入植村の多くは、消費地である都市近郊にあり、経営を安定化させるため、彼らは村単位で協同組合を設立し、飼料などの共同購入や農産物の共同販売、農業指導者の配置や公共施設の設置など、共同化を進めたのである。

B入植村は、ドイツ内の1村がそのまま集団で1938年から39年にかけて共同入植した特殊な事例である。元々シオニズムには無関心で、正統派ユダヤ教徒が中心の、反都会的、反東欧ユダヤ人的なドイツの村だったようである（S.105）。これらの点は、1957年の調査の際にも、**グラフ3**のように、4入植地で最もヘブライ語化が進んでおらず、**グラフ5**のようにイディッシュ語への反感が強いことに現れている。ドイツ語が共通語として存続していたのである（S.112）。かなり「イエツケ的」だった、と評価できよう。

C入植村は、逆に平均40歳くらいの様々な都市からのユダヤ人が入植して作り上げられた中間層入植村である。既に1933年にパレスチナに移住した3人が、自分の資産を土地に投資して20人分の農地を取得し、ドイツからの入植者を募る形でC入植村は始まった。Cは、43年には65の農家からなる村に成長している。ナチ期に入植した99人の戸主のドイツでの職業は、38人（35%）が商人、27人（27%）が医師、9人（9%）が弁護士、12人（12%）がその他の大卒専門職、6人（6%）が上級・一般官吏で、残りは手工業者3人と家畜商4人であった（S.119）。ほとんどが教養有産市民層出身だとわかる。素人が入植して農業を始めるわけなので、まず農業協同組合のようなものを立ち上げ、年配者でも容易な養鶏からスタートし、飼料の共同購入や農産物の共同販売、農業エキスパートの雇用による経営管理や助言、補助労働者の雇いで農業を開始した。当初は共同経営の集団農場の形でスタートし、次第に個人経営に移行していったようである（S.116-118）。彼らは、早期に移住と農耕入植の途を選んでいるので、シオニズムに拒否感を持っていなかったのであろうが、やはりナチ政権が成立しなければ、パレスチナには来なかった人びとだと理解できよう。C入植村でインタビューに答えた35人が当時講読していた新聞（複数講読あり）を見ると、51件のうち、現地紙（ヘブライ語・英語等）20件の他に、ドイツ語のドイツ全国紙（Frankfurter Zeitung, Vossische Zeitung）が21件、シオニスト機関誌（Jüdische Rundschau）が9件、残り1件はドイツのユダヤ・ゲマインデ発行の新聞であった。ちなみに、同じ順番でキブツAの23人による29件の購読紙

を見ると、12件、7件、5件、5件であり、B入植村19人の23件では、16件、0件、2件、5件であった (S.122)。これらから、C入植村の知的関心と故国への関心の高さが読み取れる。グラフ3のように、C入植村では、キブツAに次いでヘブライ語化が進んでいたが、ドイツ出身者がかたまって住んでいたため、日常会話までヘブライ語にする必要がなかったであろう (S.123-124)。

* 保養都市Dについて

保養都市Dは、1934年、私企業の定住促進会社が入植村開設を計画し、組合員を募ったことをその発端としている。C植村との相違点は、ドイツからの年配の入植者をターゲットに、完成した農場と家畜や初年度の栽培までも準備して販売することを目的とした点だった (S.155-156)。さらに経営のための協同組合や農業指導者も配置し、1937年には、95家族、計320人がそこに入植した。同年には、農業以外を糧とする自営業者や賃金労働者、副業で農業を営む人びともDには定住しており、人口は700人ほどになっていた。第二次大戦中には、国外旅行が不可能となる中で、観光産業がその基幹産業となり、戦後には工場も建設され、1957年には、労働者約2,000人を含む人口約14,000人の保養都市となっていた。観光産業従事者の半分をドイツ出身者が占めていたが、彼らドイツからの移住者は400人程度 (150家族程度) と、既に少数派となっていた (S.156-157)。

ベーリングがインタビューした相手のパレスチナ到着時期についてCとDを比較してみると、入植村Cの場合、1935年までの入植者が全体の66%、残り34%は、36年から39年までに到着していた。Dの場合は、34年から募集が始まったこともあり、前者が41%、後者が57%で、40年以降が2% (1人) であった。C入植村に比べて、保養都市Dの場合、1936年から39年に入植の重点があったと言える (S.122)。インタビュー相手として選んだ44人 (44家族) は、57年時点ではもはや農業に従事していなかった (S.158)。最終学歴を比べると、Cでは初等学校が17%、中等学校が57%、大学が26%だったのに対して、Dではそれぞれ7%、59%、34%であり、Dの方がCを上回っている (S.159)。ドイツでの職業は、Dでのインタビュー相手の8割が商業だった。ベーリングの分析によると、ドイツ時代の彼らは宗教に熱心なわけでもなく、高い教育を受け、満ち足りた中間層に属し、移住直前になって現地の状況を知るためにシオニスト組織に加入したようである。つまり、以前からイデオロギー的にシオニズムに囚われていたわけではなかった (S.160)。グラフ3から見て、ヘブライ語化はC入植村よりも進まなかった。講読新聞では、Dの人びと121人が読んでいた165件の中で現地紙が89件と多いが、それはヘブライ語紙よりも英語新聞 (Jerusalem-Post) 等だった (S.122, 161)。また、グラフ5のように、入植村B同様、イディッシュ語への拒否感も高く、逆のそれへの共感も、4入植地で最も低い状況だった。既に都市となっていたことも加味して、4入植地の中で最も「イエツケ的」な傾向を示していた、と筆者は判断できると思う。

おわりに

以上、ラヴスキーの研究（2017）やブリチュギ＝シマーの調査報告（1936）、ベ어링の調査（1957-58）を利用しつつ、ナチ期、特に1933年から39年にかけてドイツからパレスチナに移住したユダヤ人の移住傾向や入植先、そして彼らの転職種や入植村での同化傾向などが、かなり明らかになったと思われる。最もシオニズムの理念に沿った形での入植は、キブツ A への若者たちの入植だったと思われる。それでもドイツからの入植者がキブツ内で多数を占めた場合、それがイシューヴへの統合にブレーキをかける要素となっていた。多少なりともドイツ系である矜持とその裏返しとしての他のユダヤ人に対する優越意識が、「イエツケ」という蔑称を彼らに与えてきたのであろう。またドイツからのパレスチナ移住者・入植者におしなべて言えることは、ナチ政権の発足を契機に、シオニストと英委任統治政府が創り出していた許可証を取得することで移住に踏み切ったということである。ここから、筆者が最初に立てた仮説、つまり、パレスチナも「新たな離散の地（Diaspora）の1つ」としてナチ政権下のユダヤ人の一部が向かった地域であった、という仮説の信憑性が高まった、と理解していいのではなかろうか。少なくとも、ナチ期のパレスチナ移住者を、国家建設の理想に燃えて農民や都市労働者・職人に「階層転換」したシオニスト、と単純に一般化するような素朴さは、慎むべきものであろう。

注記

- (1) 以下を参照。Ralf Balke, *Hakenkreuz im heiligen Land. Die NSDAP-Landesgruppe Palästina*, Erfurt 2001. Heidemarie Wawrzyn, *Zuflucht unterm Hakenkreuz. Deutsche in Palästina 1939-1950*, Norderstedt 2014. ただし、1930年代の当地の非ユダヤ系ドイツ人は1,800～2,500人程度であり、ナチ党諸団体加入者は、740人強であった。Ebenda, S.5, 9.
- (2) Hagit Lavsky, *The Creation of the German-Jewish Diaspora. Interwar German-Jewish Immigration to Palestine, The USA, and England*, Berlin/Boston 2017, Ina Britschgi-Schimmer, *Die Umschichtung der juedischen Einwanderer aus Deutschland zu staedtischen Berufen in Palaestina*, Jerusalem 1936, Eva Beling, *Die gesellschaftliche Eingliederung der deutschen Einwanderer in Israel. Eine soziologische Untersuchung der Einwanderung aus Deutschland zwischen 1933 und 1945*, Frankfurt am Main 1967. なお、ベ어링の出版された著書にはないが、学位論文として印刷されたものには経歴が記されており、そこから彼女がイスラエルで調査した時期は1957～58年と判断できた。Dies., *Die gesellschaftliche Eingliederung der deutschen Einwanderer in Israel. Inaugural-Dissertation zur Erlangung des Doktorgrades der Philosophischen Fakultät der Johann-Wolfgang-Universität zu Frankfurt am Main*, 1967, Lebenslauf.

- (3) 1920～32年の間にドイツから米国とパレスチナに向かったユダヤ人は、それぞれ7,321人と3,306人だった。Lavsky, a.a.O., S.42, Table4.
- (4) Ebenda, S.46, Table5.
- (5) Ebenda, S.48, Table6.
- (6) Ebenda, S.17-18.
- (7) Ebenda, S.24-25.
- (8) Ebenda, S.19.
- (9) Ebenda, S.20-21. 以下も参照。Werner Feilchenfeld u. a., *Haavara-Transfer nach Palästina und Einwanderung deutscher Juden 1933-1939*, Tübingen 1972, S.38-40.
- (10) 1941年のパレスチナ人口約1,616,000人中、ユダヤ人は約505,000（31.2%）だった。Ebenda S.89.
- (11) Lavsky, a.a.O., S.21-22.
- (12) Ebenda, S.63.
- (13) Freichenfeld, a.a.O., S.37-85. 1936年3月までは、ドイツ中央銀行であるライヒスバンクが1,000ポンドの呈示金のための外貨交換に応じてきたが、以降はハーヴァラ機関が、呈示金を含めたユダヤ人の資産移転を行った。移住計画中のユダヤ人からの資産移転も請け負い、作り上げた資産を融資することで、資産不足のユダヤ人のAカテゴリー許可書取得の促進にも努めた。また、移住した生徒たちの授業料や年金受給者の年金送金などにも、このシステムが利用された。移転された資産は、総額約139,568,000マルク（8,101,000ポンド）であった。30年代後半には、外務省でもこういった優遇に疑義が示されたが、結局ヒトラーの決断で戦争まで継続された。Avraham Barkai, *German Interests in the Haavara -Transfer Agreement 1933-1939*, in: *Year Book (Leo Baeck Institut)* 35 (1990) S. 245-266.
- (14) Lavsky, a.a.O., S.69, Table11.
- (15) 33年から38年にかけてドイツからパレスチナに移住した50歳以上のユダヤ人の割合が12%だったのに対して、38年から41年の米への場合で31%、33年から39年の英への場合も33%であった。Ebenda, S.81, Table22.
- (16) Ebenda, S.69, Table12. さらに男女比は54：46で、男性の方がより多くなっていた。Ebenda, S.68-69.
- (17) Ebenda, S.134.
- (18) Ebenda, S.70, Table14, S.82, Table23. Table14の農業従事者の割合が16.3%となっているが、16.2%が正しい。
- (19) Ebenda, S.103, 106.
- (20) Ebenda, S.82, Table23.
- (21) Beling, a.a.O., S.147.
- (22) Lavsky, a.a.O., S.100, Table24, S.101, Table25, Beling, a.a.O., S.32-33.

- (23) Lavsky, a.a.O., S.106.
- (24) Beling, a.a.O., S.128-132, 273-274, Lavsky, a.a.O., S.87-90.
- (25) Beling, a.a.O., S.128-129.
- (26) このニックネームは、1990年代までは蔑称として使われていた。語源は不明だが、ドイツ語の上着 (Jacke) に由来するという説もある。パレスチナの暑さの中でも上着を脱がない者、と茶化すことから来たのかも知れない。Lavsky, a.a.O., S.10. 以下本稿では、この語を蔑称ではなく、現在の意味合い、つまりドイツ系でドイツ文化を尊重し、規律や鍛錬といった規範を重んじる、といった意味合いで使用する。もちろんその裏返しは、東欧ユダヤ人とその文化への否定的態度につながるのではあるが。
- (27) Ina Britschgi-Schimmer, a.a.O., S.1-7.
- (28) 本報告書での「不法労働」とは、職業訓練を受けずに新たな職に従事することである。工業・手工業でも、ドイツでの職種がパレスチナにない場合など、こういった形で新たな職に移っていったようである。Ebenda, S.12, Anmm.1, S.22.
- (29) 医療関係は、医師を除く歯科医や獣医、医療助手などである。医師は、副業をしながらもそのままの職に留まるか、農業に転向していった。Ebenda, S.11.
- (30) [Gerda Luft], Wieviel kostet ein Haushalt in Palästina?, in: *Jüdische Rundschau*, 38.Jg. Nr. 34 (28.4.1933), S.169.
- (31) Beling, a.a.O., S.140. 大岩川和正『現代イスラエルの社会経済構造—パレスチナにおけるユダヤ人入植村の研究』東京大学出版会、1983年、64-66頁、221頁注5)
- (32) 『同書』202頁注12)、204-205、213頁
- (33) これらの%は、あくまでベ어링がインタビュー対象に選んだ人物の入植時年齢の数値である。従って、例えばキブツ A では、1945年までに計71人が入植しているが、その中に26~45歳の間の年齢の人物が2人含まれている。Beling, a.a.O., S. 78, 87.
- (34) ベ어링によれば、これらの数値は、借金をして A1カテゴリーの許可書を取得した人物を除いたものである。Ebenda, S.123.

本稿は、科学研究費補助金（基盤研究（C））「パレスチナにおけるドイツ・ユダヤ人社会の研究1933-1948」（18K01034）の研究成果の一部である。

（広島大学大学院総合科学研究科）